

役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くすのき（以下、「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規程に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員、虐待防止委員会委員、事故防止検討委員会委員、地域連携推進会議委員（以下、「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等に対する報酬等は、役員等が職務のため関係する会議等に出席した都度、別表第1のとおり支給する。

2 前項については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては本規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

3 役員等に支給される報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(支給方法)

第3条 報酬等を支給する期日は、役員等の出務に応じその都度支給する。ただし、理事長の業務報酬は毎会計年度決算に係る定時評議員会終了後に、常務理事については、職員給与として理事会で決定し、職員賃金規程に準じ支給する。

(旅費)

第4条 前条第1項による役員等の旅費については、次のとおり支給する。

(1) 自家用車使用1Kmにつき29円とする。

(2) 有料道路利用は、その際の領収書等提示により支給する。

2 前項については、土佐市内に住所を有する役員等については支給しない。

3 非常勤役員等が職務のため出張したときは、当法人旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当及び宿泊料）を支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議委員会の承認を受け行う。

(補 則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年7月1日から施行する。
この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1 (役員等報酬額計算表)

(報酬額)

(非常勤)	業務報酬	出席報酬 (会議等)
理事長	年間 180,000 円	半日額 7,000 円
監 事	日額 15,000 円	半日額 7,000 円
評議員	日額 15,000 円	半日額 7,000 円
理 事	日額 15,000 円	半日額 7,000 円
評議員選任解任委員	日額 10,000 円	半日額 5,000 円
苦情解決第三者委員	日額 10,000 円	半日額 5,000 円
虐待防止委員会委員		半日額 5,000 円
事故防止検討委員会委員		半日額 5,000 円
地域連携推進会議委員		半日額 5,000 円